全国いちごサミット in もおか 2020 協賛等募集要項

この要項は、全国いちごサミット in もおか 2020 (以下「大会」という。) に係る協賛、 広告、出店(以下「協賛等」という。) に関し、必要な事項を定めることとする。

1. 用語の定義

- (1)「協賛」とは大会に関し、運営上の経費を「金銭」、「物品」、「金銭および物品」により提供を行うことをいう。
- (2)「広告」とは大会プログラム等にコマーシャルメッセージを掲載することをいう。
- (3)「出展」とは大会会場で商品等の展示・販売することをいう。

2. 承認の基準

- (1)協賛等は、次の各号に該当するものについて承認することができる。
- ①国または地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの。
- ②堅実な活動実績を有し、かつ大会への協賛能力が十分であると認められるものであること。
- ③政治的または宗教的な目的を有しないものであること。
- ④その他全国いちごサミット in 真岡実行委員会事務局 (以下「大会事務局」という。) で、大会に有益であると認めた場合。
- (2) (1)の規定にかかわらず、大会事務局で不適当と認められる協賛等については承認しないものとする。

〈承認しない事例〉

- ①政治性及び宗教性のある企業
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に 規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- ③貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- ④暴力団等と密接な関係を有するもの
- ⑤納付すべき税を滞納しているもの
- (3) (1) の規定による協賛等の金額は、別表のとおりとする。

3. 申し込みの手続き

(1) 協賛等を申し込みしようとするものは、別紙「協賛申込」に必要事項を記入し、令和元年 12 月 31 日までに大会事務局へ送付しなければならない。また、広告掲載用データは協賛者が作成し、申込時に提出すること。なお、期日以降の申し込みについても協賛の受け入れはするが、大会プログラムの作成進行上、広告が掲載できない場合もある。

- (2) 大会事務局は、協賛等の申し込みを受けたときは、速やかに可否を決定し、申請者に連絡するものとする。
- (3) 協賛企業等が得られる特典の効力は、協賛が決定された日から発生し、令和2年4月30日をもって消滅するものとする。

4. 協賛金の支払い方法

協賛金の支払い方法は、本実行委員会の指定する下記の銀行口座への振り込みによるものとする。

足利銀行真岡支店 普通 5094283

全国いちごサミット in 真岡実行委員会 事務局 滝田 真

5. その他

- (1) 本大会がやむをえない事情で中止となった場合でも、すでに受領済の協賛金等は返還しないものとする。
- (2) その他、この規定にない事項等疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決するものとする。

6. 問い合わせ先

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

全国いちごサミット in 真岡実行委員会事務局(真岡市いちごサミット推進室内)

電話: 0285-83-8141 FAX: 0285-83-6208

Email:ichigo-summit@city.moka.lg.jp